

○黒部市市民パブリックコメント手続実施要綱

平成19年9月14日

黒部市告示第50号

改正 平成25年3月29日告示第28号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、本市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民の市政への参画を推進することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の政策の策定又は改廃(以下「策定等」という。)をする過程において、当該政策の案を公表し、市民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提案を受け、当該意見等を考慮し、その概要及びこれらに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事業所等に勤務する者
- (3) 本市に対して納税義務を有するもの
- (4) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

4 パブリックコメント手続は、市の政策の策定等に対し市民等の賛否を問うために行うものではない。

(平25告示28・一部改正)

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)

(2) 市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則(規程を含む。)又は指導要綱その他の行政指導の指針

(3) 市の基本的な事項を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定めるもの

(4) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等

- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの
(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 政策の策定等を迅速又は緊急にしなければならない場合
- (2) 政策の内容が軽微なものである場合
- (3) 政策の内容が実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 政策の策定等に関し意見を聴取する手続が法令により定められている場合
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合
(政策の案の公表)

第5条 実施機関は、政策の策定等をする前の適切な時期に、当該政策の案を公表するものとする。

2 実施機関は、公表の際には、政策の策定等をする趣旨、目的、背景等当該政策の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

3 第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 黒部市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策の案を公表した日から30日以上期間を設けて、市民等から意見等の提出を受けものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名を明らかにしなければならない。

(意見等の考慮及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策の策定等をするものとする。

2 実施機関は、政策の策定等をしたときは、提出された意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方並びに政策の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に政策案の作成及び政策の策定等の過程にある政策については、この要綱の規定は適用しない。ただし、可能な範囲において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施するものとする。

附 則(平成25年3月29日告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。